

**令和4年度
IBALAB@広場(茨木市市民会館跡地暫定広場)
広場運営者募集 募集要項**

はじめに

市民会館跡地エリアでは、市民自らが考え、使い、育てていく「育てる広場」をキーコンセプトに掲げ検討・整備を進めており、2023年度には第一期整備として新しい施設と芝生広場が完成する予定です。

エリア整備が完了するまでの間、解体した元市民会館の敷地に暫定的な広場を設け、様々なことを市民の手で実際に「やってみる」ことで、広場の管理・運営や市民の関わり方について検証を行い、「育てる広場」実現に向けた取組としていくのが『IBALAB@広場プロジェクト』です。

この事業を通じ、色々な人のつながりが生まれ、まちの愛着や新しい発見など、「茨木ならではの魅力が育っていくことをめざします。



1. 目的

2023年秋にオープンする新施設・広場「おにクル」(上図の敷地 A・B。以下、「おにクル」という。)整備後、第二期整備エリアとして予定する敷地 C・D においては、公園の質的向上をめざして、Park-PFI^(※1) などの新たな手法による整備・運営を想定しています。ただし Park-PFI はあくまでハード整備を基本とした手法の一つであって、跡地エリア全体のコンセプトである「育てる広場」、そして第二期エリアの「シェアトリンク」^(※2) の実現には、民間事業者と行政、市民等の中で、より一層の多様で活発な連携、協働といった、ソフト的な取組が必要と考えられます。

また、Park-PFI では、募集の条件を整理するために、事業の実現性や収益性などの検証^(※3) も必要とされます。

そこで、2022年度、IBALAB@広場(以下「広場」という。)において、広場運営をお手伝いいただく市民・団体・事業者等(以下「運営者」という。)を募集し、飲食事業等を行っていただきながら、様々な主体と連携し、広場の魅力向上を図る社会実験を実施します。

運営者には、備品の貸し出しや簡単な植栽の管理等、広場における管理運営業務の一部を担いながら、飲食(カフェ)などの収益事業や魅力的な自主企画等を企画、実施していただき、また、データを提供いただくことで、第二期整備に向けた検討材料とさせていただきます。

(※1) 「Park-PFI」について

- 公募設置管理制度（Park-PFI）とは、民間活力による都市公園の再生や魅力向上、活性化を推進することを目的とした平成 29 年（2017 年）の都市公園法改正により新たに設けられた制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する「公募対象公園施設」を設置又は管理する民間事業者を公募によって選定するもの。
- 民間事業者が設置する施設で得られる収益を公園整備（周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等）に還元することを条件に、民間事業者には都市公園法の特例措置（設置管理許可期間の延伸（最長 20 年）、建ぺい率の緩和など）がインセンティブとして適用される。

(※2) 敷地 C・D における整備コンセプト（案）「シェアトリック」

- 大きなシェア『分担』と小さなシェア『共有』
大きなシェアは、敷地内の高低差から生じる多様な使い方（下広場：活動的な使い方、上広場：立ち寄り、滞在空間）が緩やかに共存し、分担できることを利点としてとらえ、重なり合うエリアとしてとらえる。
小さなシェアは、機能の複合化により、機能・空間・時間のシェアができる場を作り出す。
- 様々な場所を繋ぐリンクとしてのエリア整備
2 コア（阪急・JR 両駅）を結ぶ中央通りに面し、アイレベルを意識した機能導入により、中継や回遊に繋げる。
北側のグラウンド等「パーク」と南側の施設の間地点にあり、それぞれの機能拡張として活用。
- 整備の進め方
パーク全体でデザイン性の整合を図る。
Park-PFI の導入により、収益施設と公共部分を一体整備することでデザインの統一性をあげる。

(※3) 2021 年度にも売上データ検証は行っているが、緊急事態宣言等発出により不十分なデータとなっている。

2. 募集内容

(1) 公募対象

- ・広場内での飲食事業・飲食物品販売事業等の自主事業による収入を活用しながら、広場の管理や自主企画等を実施し、自立した運営体制構築をめざして取り組める運営者とします。

(2) 選定手法

- ・本事業は、広場の運営希望者から企画を提案していただき、最も優れた提案を行った者を候補者として選定するものとします。
- ・採択数は1者（1グループ）とします。

(3) 事業期間

- ・2022年4月～2023年3月末（予定）
飲食事業等については、原則として2022年4月末までにはスタートしてください。
- ・飲食事業等は上記の期間中、週4日以上を目安に提案してください。なお、時期、季節によって、曜日や日数を変えることも可能です。
（例【12月～2月】：月、水、金、土曜日、【10月～11月・3月】：月、火、水、金、土、日曜日）
- ・提案したスケジュールを変更する場合は、市と協議が必要です。
- ・事業実施後、結果報告及びヒアリングにご協力ください。

(4) 飲食事業等実施時間

- ・準備・撤収を含め7時から22時までの間で提案してください。なお、イベントなど一時的に時間を延長したい場合は、市と協議が必要です。
- ・時期、季節によって営業時間を変えることも可能です。
（例【12月～3月】：11時～20時、【10月～11月】：10時～22時）
- ・提案した時間を変更する場合は、市と協議が必要です。

(5) 運営者の役割

- ・運営者の役割は、以下のとおりとします。それぞれの内容については、運営者からの提案に基づき、市と協議の上、内容を調整、決定します。
- ・社会実験として行うため、役割の内容等については、期間中に協議の上、適宜変更することも想定されます。

1. 飲食事業等

- ①広場のにぎわい等を創出するための飲食事業等の営業（11ページ記載のキッチンスペースを利用できます。）

※運営者に応募予定の方については、今年度を実施している社会実験の実績等（売上等）を情報提供いたします。必要な方はご連絡ください。

2. 広場の質を高める管理運営の業務

【 運営関係 】

- ①両駅からの移動を中継し、回遊につなげる自主企画（イベント等）の実施
 - ②中央通りからのアイレベルを意識した立ち寄りたくなる照明やサインなど魅力的な演出
 - ③多様な人のいろいろな過ごし方がシェア（共有）できる空間づくり
 - ④広場を使った、市民や行政と連携した企画の提案・実施（詳細は5ページ参照）
 - ⑤参加者の裾野を広げ、活動する人材の掘り起こしや、新たな連携を生み出す企画の実施（詳細は6ページ参照）
 - ⑥SNS等を使った広場の認知度向上や、ファンを増やすための発信
- ※提案時や事業開始後、実施する企画が上記のどれにあたるか報告してください。

【 管理関係 】

- ⑦イス・テーブル・看板など、広場備品等の設置、撤収、簡易な補修、管理等
 - ⑧清掃など日常的な広場維持の補助（※） など
- （※）基本的な清掃、芝生への水やり等は市で行う。
- ⑨広場でのデータ収集業務（飲食事業等の売上金額、購入人数、自主イベントの参加人数など）
- ### 3. 広場使用者への対応
- ①一般のイベントなど広場貸出使用時の現場対応
- ### 4. 広場使用者をつなぐコーディネート機能
- ①利用者との日常的な会話や相談などを通じて、広場と「使う人」や「関係する人」をつなぐ。

（参考 市の役割）

1. 防災倉庫、広場（芝生含む）の修繕、貸出備品等の補充
（運営者の故意・過失によりき損または滅失した場合を除く）
2. 清掃や散水など、植栽・芝生等広場の日常的な維持管理（運営者と連携）
3. 運営者と事前に調整した広報活動
4. 広場の貸出、使用承認等
5. 広場のスケジュール管理
6. 市主催・共催事業の企画、調整、実施

(2. 広場の質を高める管理運営の業務 の詳細について)

「④広場を使った、市民や行政と連携した企画の提案・実施」(参考)

おにクルの機能(コンセプトと概要)

ホール 「あみだす・はみだす」
 大ホールや多目的ホールを中心に文化事業を実施。ホールだけでなく、施設、広場、まちに『はみだす』と掲げています。

図書館 「BOOK PARK」
 5階と6階を中心に各階に書架を配置。さまざまな人が気軽に訪れ過ごせる「本の公園」のような空間を目指すコンセプトとなっています。

子育て 「ネウボラ+」
 妊娠・出産からの子育てを切れ目なく支援する「ネウボラ」に加え、様々な子どものサードプレイスになる居場所を目指します。

市民活動センター 「みんなのえんがわ」
 色んな人と人、活動、団体などをゆるくつなぐ、開かれた縁側のような役割を担い、市民活動の相談支援やマッチング、情報発信などのサポートを行います。

プラネタリウム
 子ども向けの通常投影だけでなく、夜間に行う大人向けプログラムや、ジャズコンサート、絵本読み聞かせなど、多様な展開を目指しています。

●広場が位置するパークエリアは、おにクルや市役所、解体予定の福祉文化会館、イベントやスポーツ利用が行われるグラウンドなどで構成されます。このパークエリアの整備には、ハード面だけでなく、市民や行政など様々な主体が連携し活動することによって、よりたくさんの方が集ったり、居心地が良い空間になるなど、エリア全体の価値向上を図ることができるのではと期待しています。

運営者には、このような連携や活動による可能性を検証すべく、上記各機能のような行政・市民と一緒に取り組む「連携企画」を検討いただきたいと思います。(実現については、担当課とも調整の上、個別に判断いたします)

●上記の「連携企画」のうち、おにクルに関連する連携企画については、開館に向けた「プレ企画」として位置付け、積極的に広場でも展開していくことで、エリア整備に対する期待感醸成を図ってください。

- 例)
- ・ キッチンスペースを活用した子ども食堂
 - ・ 広場での絵本読み聞かせ会
 - ・ アーティストをゲストにトークセッション
 - ・ 「縁側」を作ってみる企画
 - ・ 星空を眺めるBAR
 - など

- おもに市内で活躍するさまざまな人材、団体が広場を拠点に出会い、交流する企画

例) 過年度の運営者による企画「焚き火の会」

“焚き火はみんなが落ち着き、語りだす”

という考え方のもと、誰でも自由に来て、話せる

「語り場」として始めた企画。毎回、市内で活躍

するゲストをお招きし、ゲストにちなんだテーマ

トークを実施。全 11 回開催されました。



- 「これから何かやってみたい」と考えている人がチャンスと思い参加したくなる、やってみたくなる企画

例 1) テーマ型の体験企画等

1 日カフェ体験、音響機器を触ってみる体験、など

例 2) 愛知県豊田市 豊田市駅東口まちなか広場拠点施設「とよしば」

“なんかしたい相談所”

「なんかしたいけどどうしよう？」というファーストステップをサポートする相談所

※企画においてキッチンスペースを他者が使用したり、飲食事業以外に活用することも可としますが、運営者がすべての責任をもって実施してください。なお、参加者から必要経費等を徴することは妨げませんが、場所自体を転貸することにより収益をあげるような行為は禁止します。

(6) 運営参加資格

- ・ 運営者において責任をもって飲食事業等を行えること。
- ・ 企画から事業の実施・運営までを一貫して行えること。
- ・ 売上げ、客数等を報告できること。また、社会実験における統計的なデータとして公表することに同意できること。
- ・ 茨木市民（在住、在学、在勤）、茨木市に所在する団体、茨木市内に事業所がある事業者、もしくはこれらで構成されたグループであること。
- ・ 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日茨木市条例第 31 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ・ 市税を完納していること。

(7) 自主事業等要件

- ・ 「育てる広場」や社会実験の趣旨に合致していること。
- ・ 公序良俗に反する事業内容でないこと。
- ・ 政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としないこと。

(8) 電気・水道等に係る経費

- ・ 社会実験のため、原則、無料とします。
- ・ 大量の水を使うイベントなど、一般的な使用量を大きく超えることが想定される場合は、事前に市と協議いただき、その程度によっては中止を求める、もしくは使用者から実費程度を徴収する場合があります。
- ・ 運営者の故意又は過失により多大な経費が生じた場合は、損害額を請求する場合があります。

(9) 設備投資等

- ・ 「5. IBALAB@広場について」及び「6. キッチンスペースについて」「7. 備品について」に記載のある設備、仕様以外は、原則として運営者による用意・費用負担をお願いします。
- ・ 営業補償や事業費等の助成はありません。ただし、自主企画等について、提案公募型補助金など、他の補助金メニューを充当することを妨げるものではありません。
- ・ 実施期間終了後は原則として運営者において原状回復してください。（詳細は市と協議の上、決定します。）

3 飲食事業等の開始、撤収までの各種手続き・注意事項

運営者は、下記の事項を遵守してください。なお、明記していない事項については、市と運営者が協議の上、別途定めます。

(1) 開始前

①事前相談

- ・商品や店舗装飾については、事前に市にご相談ください。
- ・メニュー看板や厨房設備等、出店に必要な備品・設備は運営者がご用意ください。なお、内容によっては設置をお断りすることがありますので、事前に市にご相談ください。

②事前準備等

- ・事業終了時まで店舗スペースが清潔に保たれるよう、養生や保護に努めてください。
- ・周囲の美観を損なう行為や、風紀を乱す行為は禁止します。
- ・来訪者がスタッフだとわかる工夫をしてください。

③提出物等

- ・所轄保健所へ必要な食品営業許可を申請・取得し、営業許可証の写しを市に提出してください。
(応募前にも、事業内容については適宜所轄保健所に相談してください。)
- ・営業許可を得ていない場合は、決定を取り消す場合があります。ご注意ください。
- ・食品営業許可等の申請料金は運営者の負担となります。
- ・食中毒に関する対策のため、PL 保険（生産物賠償責任保険）等へ加入し、証書の写しを市に提出してください。
- ・運営者として、感染症拡大防止策として取り組むものについてまとめ、提出してください。

(2) 運営中

- ・ごみは適正に分別し、処理してください。広場内にごみ箱を設置する場合は、ごみが溢れるなど、美観が損なわれることがないようにしてください。
- ・会場内で発生したごみや不要になった備品は、運営者が持ち帰るなど、IBALAB@広場及び周辺に残さないようにしてください。
- ・食中毒や感染症、事故や苦情等が発生しないように十分注意してください。
- ・出店に際して生じたトラブルについては、運営者が一切の責任を負うものとします。不慮の事態が発生した場合は、市と協議の上、対応してください。
- ・商品などの管理、保護については運営者が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、市はその損害を補償しません。
- ・閉店時は施設の施錠等管理し、盗難やいたずら被害の防止に配慮してください。
- ・原則として備品は日ごとに仕舞ってください。
- ・実施スケジュールを適宜提出するなど、市と調整してください。

(3) 撤収時

- ・飲食物等により広場や周辺が汚れた場合は、運営者が責任をもって清掃してください。
- ・キッチンスペースは原則、原状復旧（当初の状態に復旧）してください。
- ・広場及び周辺の施設・設備をき損または滅失したとき、運営者の責任において、原状復旧してください。
- ・運営者の原因で問題が発生した場合は、事業期間中であっても事業の中止・退去をお願いする場合があります。

(4) その他

- ・大規模災害等が発生した際に、市がキッチンスペースを炊き出しなどで使用する場合があります。その場合、事業期間中であっても事業の中止や一時退去をお願いする場合がありますが、その際の損失補償等はいたしません。
- ・コロナ禍において、国や府から飲食事業等の営業自粛等の要請があった場合は、指示に従ってください。
- ・実施する企画の内容に応じて、必要な各種届出は運営者において行ってください。
(例 火を使う際の消防への届出など)

4 広場を使った自主事業・持ち込み企画等

広場では、運営者が行う自主企画（イベント等）以外に、市主催の企画や市民からの持ち込み企画が実施されます。できる限り多様な主体が広場で活動できるよう調整に努めるとともに、同一日に重複する場合においても、場所や時間をシェアして開催するよう配慮してください。

なお、自主イベントの企画にあたっては、市民会館跡地活用推進課HPに掲載している「IBALAB @広場ユーザーガイドブック」を確認し、検討してください。運営者は広場の予約の件数、時期に制限はありませんが、手続きは一般の方と同様に行ってください。

(参考) 広場を使用予定の企画等（2022年2月25日時点）

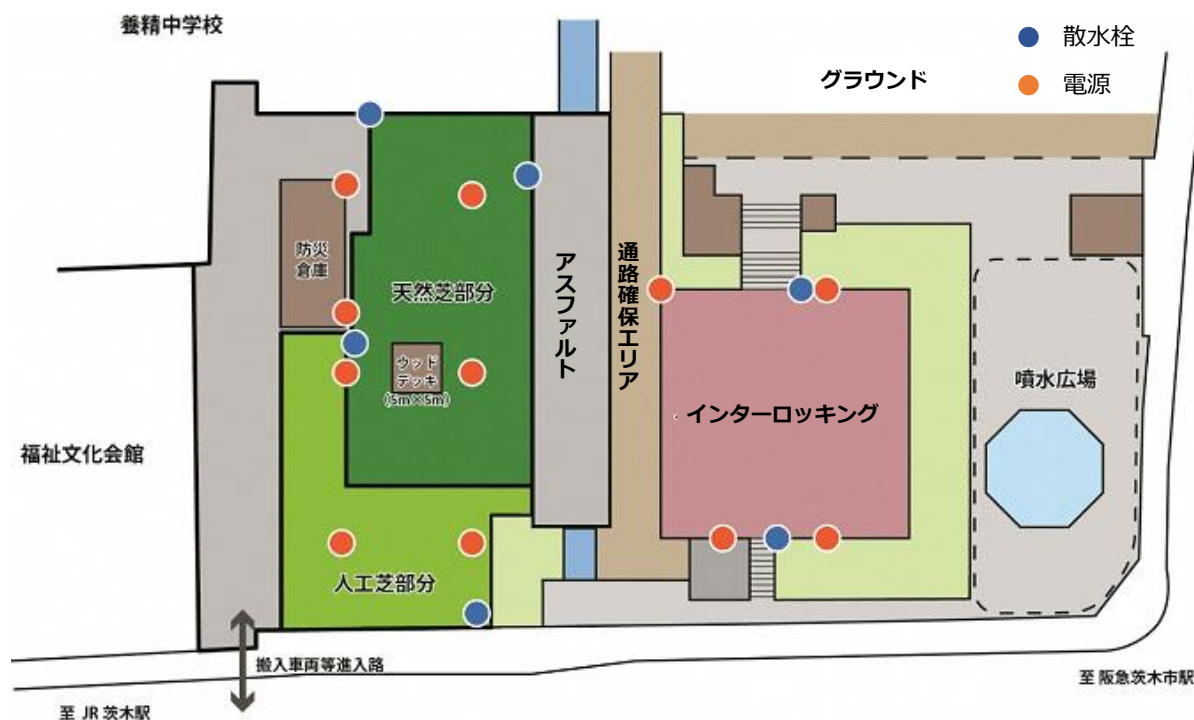
- ・予定されている直近の企画等一覧です。申出により、今後追加されます。
- ・実施にあたっては、適宜、運営者と協議します。
- ・運営者による広場のイベント実施については、一般申込（実施3か月前から）を踏まえできるだけ早くスケジュールを立て、市と協議してください。

4月16日	ガンバル市（商工会議所主催）
4月17日	ミニ農業祭
4月29日	エクササイズイベント
4月30日、5月1日	いばおん（茨木音楽祭実行委員会主催）
5月7日	周遊バス（期間限定）出発記念式典
5月8日	ヨガイベント
5月14日、15日	こどいち

5 IBALAB@広場について

(1) 概要

名称	IBALAB@広場（茨木市市民会館跡地暫定広場）
所在地	茨木市駅前四丁目
面積	約 2,000 ㎡（各エリアについては下記を参照）
既存設備	<input type="checkbox"/> 外部コンセント（11 基） <input type="checkbox"/> 散水栓（6 か所）



広場		面積	
IBALAB @ 広場 芝生	芝生エリア	約 1,000 ㎡	人工芝（約 400 ㎡）と天然芝（約 600 ㎡）部分があります。
	アスファルトエリア	約 300 ㎡	芝生広場と一体的にお使いいただけます。
IBALAB @ 広場 下 （インターロッキング部分）	広場エリア	約 625 ㎡（約 25m×約 25m）	
	通路確保エリア	約 125 ㎡（約 5m×約 25m）	南北を行き来する通路であるため、イベント等による占用使用はできません。（日常的使用を妨げるものではありません。）
噴水広場		約 600 ㎡ （うち噴水:約 100 ㎡）	

■現地写真



全景



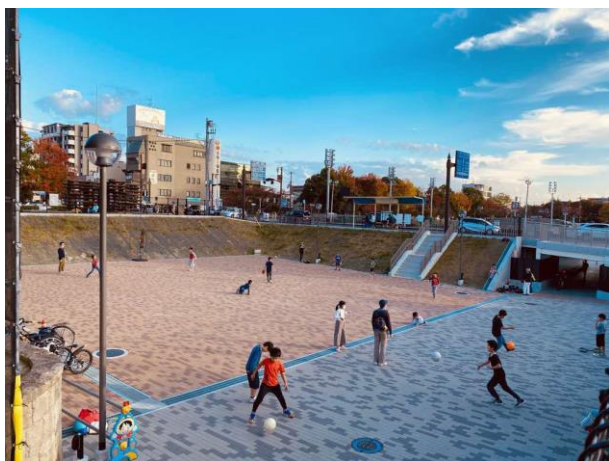
防災倉庫前面



芝生広場



インターロッキング広場（市役所方面を臨む）



インターロッキング広場（高橋交差点方面を臨む）



噴水広場

6 キッチンスペースについて

(1) 概要

面積	約 12 m ²
既存設備	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 (冷蔵室 156 リットル、冷凍室 45 リットル) 1 台 <input type="checkbox"/> 2 槽シンク (900mm×450mm×800mm) <input type="checkbox"/> IH2 口コンロ <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> 調理台 1 (900mm×450mm×800mm) <input type="checkbox"/> 調理台 2 (750mm×450mm×800mm) ※IH コンロが仮置きされています。 <input type="checkbox"/> 吊戸棚 <input type="checkbox"/> 手洗い
	※キッチンスペース内エアコン有



■現地写真



キッチンスペース内部



カウンター（内部）



カウンター（外部）

7 備品について

- ・広場における備品については、以下のものを備えています。
- ・運営者においても利用いただけます。
- ・一般来場者やイベント等の貸出使用者が希望する場合は、共用での使用が生じる場合があります。
- ・市が認めた場合を除き、広場外へ持ち出すことは禁止とします。
- ・運営者の故意・過失により、備品を紛失、損傷、汚損、滅失した場合は、弁償または原状回復していただく場合があります。
- ・備品の使用により使用者が被った損害または第三者に与えた損害に対しては、市は一切責任を負いません。

項目	仕様等	数量	項目	仕様等	数量
テーブル① (4名掛け) (TB-1-6)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質：アカシア無垢材,アクリルスチン ・サイズ：W112×D62×H73(天板) ・重量：11.60kg ※折りたたみ可 	6台	ポップアップテント (T-1-5)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質 天井/ネット/壁：ポリエステル100% 床部：ポリプロピレン100% 金属製留め具：スチール,亜鉛 ・サイズ：W200×D230×H130 ・重量：2.08kg ※折りたたみ式 	5台
チェア① (4名掛け) (TB-C1-24)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質：アカシア無垢材,アクリルスチン ・サイズ：W36×D30×H46(座面) ・重量：4.25kg ※折りたたみ可 	24脚	タープテント (OT-1-4)	 <ul style="list-style-type: none"> ・色：ダークブラウン ・サイズ：W300×D300×H ・重量：9.3kg ※折りたたみ式 ※9kgの重し×8枚 	4台
ピクニックテーブル 子供用 (PT-1-4)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質：アカシア無垢材,アクリルスチン ・サイズ：W92×D89×H49 ・重量：10.50kg 	4台	A型看板		3個
パラソル (P-1-6)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質 ポール：アルミニウム,ポリエステル 粉体塗装 角度調節機能：亜鉛,クロムメッキ 骨：スチール,ポリエステル粉末塗装 パラソルキャノピー：ポリエステル100% ・サイズ：φ300×H257 ・重量：6.62kg 紫外線保護指数(UFPF)50+ 紫外線98%カット 	6台	人工芝	 <ul style="list-style-type: none"> ・サイズ：1m×10m 	8枚
土台 (P-B1-6)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質 ベース：コンクリート,着色アクリル クラッカー チューブ：ステンレススチール アダプター：ABS樹脂 ・サイズ：W56×D56×H38 ・重量：41.80kg 	6台	アンプ	 <ul style="list-style-type: none"> ・サイズ：W303×H432×D492 ・付属マイク ・CDプレーヤー機能搭載 	1台
ベンチ (B-1-4)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質：アルミニウム,ポリエステル 粉末塗装 ・サイズ：W127×D42×H43(座面) ・重量：9.35kg 	4台	スピーカー	 <ul style="list-style-type: none"> ・サイズ：W270×H1,120~1,650 	2台
テーブル② (2名掛け) (TM-1-10)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質 シート/背もたれ：アカシア無垢材,アクリルスチン 脚/シートレール/支え：スチール,ポリエステル粉末塗装 脚：ポリプロピレンプラスチック ・サイズ：W54×D55×H70(天板) ・重量：6.04kg ※折りたたみ可 	10台	マイクスタンド	 <ul style="list-style-type: none"> 高さ調整：90~160.5cm 	1台
チェア② (2名掛け) (TM-C1-20)	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質 シート/背もたれ：アカシア無垢材,アクリルスチン 脚/シートレール/支え：スチール,ポリエステル粉末塗装 脚：ポリプロピレンプラスチック ・サイズ：W39×D28×H45(座面) ・重量：4.10kg ※折りたたみ可 	20脚	プロジェクター	Canon LV-X350	1台
延長コード	 <ul style="list-style-type: none"> 1口延長コード 4m 10m 各1本ずつ 	2本	スクリーン	防災倉庫より吊り下げ用 (自立式ではありません) 大きさ：120インチ	1台
ハンモック	 <ul style="list-style-type: none"> 耐荷重：180kg ベッドサイズ：239cm×160cm 	3台	電源コードリール	 <ul style="list-style-type: none"> 巻取式・屋外仕様 30m 	2台

8 公募スケジュールについて

公募期間

2022年2月25日（金）～3月22日（火）

審査日

2022年3月25日（金）予定

審査結果通知

2022年3月28日（月）通知予定

準備期間・実施期間（予定）

2022年4月15日（金）～2023年3月31日（金）

上記の期間で準備を行い、原則として4月末までに飲食事業等を開始してください。

（芝生の養生について）

2022年4月の約1か月間、天然芝の養生を行う予定です。飲食事業等を行う店舗までの動線は確保しますが、養生期間中は天然芝部分への立ち入りはできませんので、飲食事業等の開始時期を検討する際の参考としてください。

9 キッチンスペース使用にかかる費用負担について

- ・飲食事業等をキッチンスペースで行うにあたり、24,000円/年をお支払いいただきます。キッチンスペース以外の利用（自主イベント等での広場利用）にあたっては費用はかかりません。
- ・費用負担はあくまで社会実験によるものであり、都市公園法上の許可ではありません。

10 提案書類の提出について

(1) 企画書提出期間

2022年2月25日（金）～3月22日（火）17時※必着

(2) 提出物

下記の提案書類に必要事項を記載し提出してください。

①提案書類

- ・参加申込書【様式 1】
- ・実施計画書【様式 2】
- ・収支計画書【様式 3】
- ・これまで関わったイベント等のチラシ等の写し、写真、関わりの説明等【複数可、様式自由】

②入手方法

- ・茨木市ホームページ

URL:<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kentou/siminsannkakutorikumi/ibalabhiroba/50241.html>

③提出方法

- ・Eメールもしくは持参により企画財政部 市民会館跡地活用推進課（市役所本館3階）に提出
Eメール：atochi@city.ibaraki.lg.jp
（持参での提出を希望される場合は、予めご連絡ください。）

(3) 質問・説明

質問がある場合は、上記企画書提出期間内に、市民会館跡地活用推進課までメールにてお問合せください。なお、質問に対する回答は、ホームページに掲載します。

また、現地見学を希望される場合は、あらかじめご連絡いただければ、市民会館跡地活用推進課において対応いたします。

Eメール：atochi@city.ibaraki.lg.jp 市民会館跡地活用推進課 担当：的場

(4) 審査

- ・提出された提案書類をもとに、書類審査を行います。必要に応じて、市より個別ヒアリングをお願いする場合があります。
- ・審査日：2022年3月25日（金）頃を予定

(5) 審査基準

事業の主旨、目的をふまえ、以下の項目で審査を行います。(計 90 点)

①事業のコンセプト・事業内容の提案 (10 点)

②市民が訪れたいくなる場とするための空間の提案 (20 点)

- ・魅力的で開かれた店舗装飾等の工夫
- ・使われやすい広場備品の配置等の工夫 など

③市民が訪れたいくなる場とするための運営の提案 (40 点)

- ・魅力的な事業を行う仕組みの提案
- ・広場で行われる持ち込み企画と相乗効果を生む体制づくりの提案、その実現性
- ・「運営者の役割」における企画提案内容の独自性、実現性
- ・コロナ禍において、感染者を発生させず事業を行う対策の提案 など

④IBALAB@広場プロジェクトの趣旨を広く伝え、サポーターを増やす仕組みの提案 (15 点)

- ・広場を訪れる人がまた来たいと思え、交流が生まれる工夫
- ・広場をつかう人同士がつながり、相乗効果を生む工夫 など

⑤これまで関わってきた企画実績等の評価 (5 点)

※評価点は、委員による審査点の合計 810 点 (90 点×9 委員) とします。

(6) 候補者の決定

- ・提出された企画提案書等をもとに、選定委員が審査基準に基づいて審査し、最も優れた提案者を候補者として決定します。
- ・評価点が最高点の者が複数ある場合は、「③市民が訪れたいくなる場とするための運営の提案」の評価点が高い提案者を候補者として決定します。
- ・評価点が最高点の者が複数あり、「③市民が訪れたいくなる場とするための運営の提案」の評価点が高同点の場合、くじにより候補者を決定します。
- ・審査の結果、評価の合計点数が 486 点以上に達した事業者がいない場合は、適格者なしとする場合があります。提案者が 1 者のみであった場合も同様です。

(7) 審査結果通知

2022 年 3 月 28 日 (月) (予定) までに、すべての応募者に対して通知します。

候補者は、事業開始までに市と事業内容等について協議し、覚書を締結するものとします。

(8) 担当部署

茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課 担当 的場、末松

TEL : 0 7 2 - 6 5 5 - 2 7 5 7 (直通)

FAX : 0 7 2 - 6 2 3 - 3 0 2 5

E-mail : atochi@city.ibaraki.lg.jp